

# 自転車指導啓発重点地区（久留米警察署）

令和7年4月

## 【重点地区】

### 西鉄久留米駅地区

通町、通東町、日吉町、東町、大手町、篠原町  
東和町、天神町、諏訪野町

#### ➤ 選定理由

- ・ 西鉄久留米駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等における**自転車利用者の並進や、歩道通行が散見される**
- ・ 自転車関連事故の**多い地区**（R3.1～R6.12合計：85件）
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望多数



六ツ門交差点

通東町交差点

東町交差点

## ★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

### 1 音楽を聴きながらの運転は危険！

イヤホン等を使用したの運転は、周囲の情報（緊急車両や後続車等）を遮ることとなり、大変危険です。

### 2 ながら運転は危険！

ながら運転は、片手運転になったり、周りの危険の発見が遅れるなどして、重大交通事故につながります。  
絶対にやめましょう！

### 3 自転車は軽車両です！車道の左側を走行！

道路の右側走行は逆走となり違反です。必ず左側を走行しましょう。

# 自転車指導啓発重点路線 (久留米警察署)

令和7年4月



① 国道3号  
 諏訪野町3丁目交差点～  
 諏訪野町1丁目田交差点  
**【選定理由】**西鉄久留米駅につながる主要道路であり、通勤・通学時間帯は自転車の利用者が多いほか、流通のトラック等、交通量も多く、自転車関連事故が多い路線である。  
 (令和3年1月～令和6年12月 18件)

② 都市計画道路東合川野伏間線  
 (通称：上津バイパス)  
 野伏間交差点～高速道入口交差点  
**【選定理由】**小・中・高校が混在する主要幹線道路であり、自転車の利用者、交通量ともに多く、自転車関連事故が多い路線である。  
 (令和3年1月～令和6年12月 46件)

③ 国道210号  
 東櫛原交差点～下弓削川橋交差点  
**【選定理由】**商業施設や公共施設が建ち並ぶ主要幹線道路であり、施設等を利用する自転車の利用者が多く、自転車関連事故が多い路線である。  
 (令和3年1月～令和6年12月 25件)

## ①～③路線の自転車利用者に多い違反形態

- ・ 信号無視
- ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 整備不良(制動装置等)

## ◎自転車運転時の注意点◎



### 1 自転車は、車道が原則！歩道は例外！

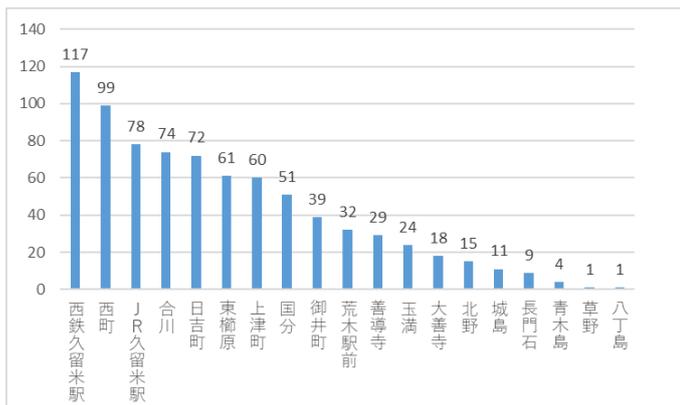
自転車は「車両」であることを念頭に、**車道の左側端に寄って通行**しましょう。  
 歩道は原則として通行できませんが、標識で歩道を通行することが認められている場合などは、歩道を通行することができます。  
**歩道は歩行者が優先**です。歩道通行時は、車道寄りを**いつでも止まることができる速度**で進行しましょう。

### 2 信号を守る！

信号無視は重大な事故の原因となります。絶対にやめましょう。  
 運転する際は、「**心にゆとり**」のある運転を心がけましょう！

### 3 周囲の確認「右よし、左よし、後方よし！」

自転車の発進、進路変更の時は、左右の確認だけでなく、**後方の確認**も行いましょう。



自転車に関係する交通事故の発生状況 (R3. 1~R6. 12)

重点路線	久留米署管内	①	②	③
自転車関連事故	795件	18件	46件	25件

左のグラフは、久留米署管内の交番別、自転車関連事故の発生状況です。  
 学校、駅を管轄している交番が、自転車関連事故の発生件数が多い傾向にあります。  
 通勤・通学時は、**安全運転**を心がけましょう！